

添付法令資料 4 :

鉱物及び石炭の鉱業事業活動における地域の付与、許可及び報告に関する  
2018年2月19日付インドネシア共和国エネルギー・鉱物資源大臣規程 No.11 (目次)  
同月21日施行

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 鉱業事業許可地域又は特別鉱業事業許可地域の準備及び決定
  - 第1節 総則 (第3条及び第4条)
  - 第2節 金属鉱物又は石炭の鉱業事業許可地域又は特別鉱業事業許可地域の準備 (第5条ないし第9条)
  - 第3節 金属鉱物又は石炭の鉱業事業許可地域又は特別鉱業事業許可地域の決定 (第10条及び第11条)
- 第3章 鉱業地域情報システム (第12条及び第13条)
- 第4章 鉱業事業許可地域又は特別鉱業事業許可地域の付与手続
  - 第1節 非金属鉱物の鉱業事業許可地域及び石炭の鉱業事業許可地域の付与手続 (第14条ないし第17条)
  - 第2節 金属鉱物及び石炭の鉱業事業許可地域の付与手続 (第18条ないし第26条)
  - 第3節 特別鉱業事業許可地域の付与手続
    - 第1款 優先的な特別鉱業事業許可地域の付与手続 (第27条ないし第29条)
    - 第2款 競売による特別鉱業事業許可地域の付与手続 (第30条ないし第33条)
- 第5章 許可の付与手続
  - 第1節 総則 (第34条及び第35条)
  - 第2節 探鉱の鉱業事業許可及び探鉱の特別鉱業事業許可の付与
    - 第1款 総則 (第36条及び第37条)
    - 第2款 探鉱の鉱業事業許可又は探鉱の特別鉱業事業許可の付与手続 (第38条及び第39条)
    - 第3款 探鉱の鉱業事業許可又は探鉱の特別鉱業事業許可の実施 (第40条)
  - 第3節 生産オペレーションの鉱業事業許可又は生産オペレーションの特別鉱業事業許可の付与
    - 第1款 総則 (第41条及び第42条)
    - 第2款 生産オペレーションの鉱業事業許可又は生産オペレーションの特別鉱業事業許可の付与手続 (第43条)
    - 第3款 生産オペレーションの鉱業事業許可又は生産オペレーションの特別鉱業事業許可の実施 (第44条及び第45条)
  - 第4節 加工及び/又は精製のための特別生産の鉱業事業許可の付与
    - 第1款 総則 (第46条)

- 第 2 款 加工及び／又は精製のための特別生産の鉱業事業許可の付与手続 (第 47 条)
- 第 3 款 加工及び／又は精製のための特別生産の鉱業事業許可の実施 (第 48 条)
- 第 5 節 輸送及び販売のための特別生産の鉱業事業許可の付与
  - 第 1 款 総則 (第 49 条)
  - 第 2 款 輸送及び販売のための特別生産の鉱業事業許可の付与手続 (第 50 条)
  - 第 3 款 輸送及び販売のための特別生産の鉱業事業許可の実施 (第 51 条)
- 第 6 節 鉱業サービス事業許可の付与
  - 第 1 款 総則 (第 52 条)
  - 第 2 款 鉱業サービス事業許可の付与手続 (第 53 条)
  - 第 3 款 鉱業サービス事業許可の実施 (第 54 条及び第 55 条)
- 第 7 節 国外投資の枠組みにおける許可及び販売のための生産の鉱業事業許可 (第 56 条及び第 57 条)
- 第 6 章 権利、義務及び禁止
  - 第 1 節 鉱業事業許可及び特別鉱業事業許可保有者の権利、義務及び禁止
    - 第 1 款 権利 (第 58 条ないし第 60 条)
    - 第 2 款 義務 (第 61 条ないし第 64 条)
    - 第 3 款 禁止 (第 65 条)
  - 第 2 節 加工及び／又は精製のための特別生産オペレーションの鉱業事業許可保有者の権利、義務及び禁止
    - 第 1 款 権利 (第 66 条)
    - 第 2 款 義務 (第 67 条及び第 68 条)
    - 第 3 款 禁止 (第 69 条)
  - 第 3 節 鉱業サービス事業許可保有者の権利、義務及び禁止
    - 第 1 款 権利 (第 70 条)
    - 第 2 款 義務 (第 71 条)
    - 第 3 款 禁止 (第 72 条)
  - 第 4 節 輸送及び販売のための特別生産オペレーションの鉱業事業許可保有者の権利、義務及び禁止
    - 第 1 款 権利 (第 73 条)
    - 第 2 款 義務 (第 74 条)
    - 第 3 款 禁止 (第 75 条及び第 76 条)
- 第 7 章 業務計画及び費用見積り並びに報告
  - 第 1 節 総則 (第 77 条)
  - 第 2 節 年間業務計画及び費用見積り
    - 第 1 款 年間業務計画及び費用見積りの提出手続 (第 78 条)
    - 第 2 款 年間業務計画及び費用見積りの評価及び承認手続 (第 79 条及び第 80 条)
  - 第 3 節 報告 (第 81 条ないし第 83 条)

- 第 1 款 定期報告の提出手続 (第 84 条)
- 第 2 款 最終報告の提出手続 (第 85 条)
- 第 3 款 特別報告の提出手続 (第 86 条)
- 第 4 款 報告の評価及び／又は承認手続 (第 87 条)
- 第 4 節 業務計画及び費用見積り並びに報告の変更 (第 88 条ないし第 92 条)
- 第 5 節 年間業務計画及び費用見積り並びに報告に係る情報システム(第 93 条)
- 第 8 章 行政処分 (第 94 条ないし第 99 条)
- 第 9 章 雑則 (第 100 条ないし第 110 条)
- 第 10 章 経過規定 (第 111 条及び第 112 条)
- 第 11 章 終則 (第 113 条ないし第 115 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所